裁判員経験者意見交換会議事録(平成27年7月2日開催分)

司会者: それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。 今回、司会を務めさせていただきます、西野と申します。よろしくお願いいた します。

現在、大阪地方裁判所の第3刑事部で裁判長を務めております。今年の4月に大阪地裁に転勤してきたばかりでして、まだ大阪地裁で裁判員裁判を経験したことは残念ながらございません。ただ、以前勤務した裁判所で3年間ほど、計40件ぐらい裁判員裁判を経験しております。私が前に勤務した裁判所でも同じなんですけども、大阪地裁では、裁判員あるいは補充裁判員を経験された方々に、御意見あるいは御感想をお聞きするということで、このような形での裁判員経験者の意見交換会というものを定期的に行っております。本日は、皆さんの御意見、御感想を伺って、今後の参考にできればと思っております。

私も今まで意見交換会の司会を何回かやったことがあるんですけれども、その際の御意見や御感想は、ここで傍聴されている方だとか議事録を読まれた方にも参考になるんですけども、私自身、よりよい裁判員裁判を実現する上で、こういう視点があったのかとか、こういうことに気をつけなきゃいけないんだなということで参考にさせていただいております。本日も、私自身の勉強になるよい機会だと考えております。

今回,審理及び評議が長期間にわたった事件を担当された方々ということで,3名の方に来ていただいております。

裁判員を務めるということ自体だけでもいろんな御負担があろうかと思うんですけれども、裁判が始まってから判決まで長期間を要したということで、法廷で証拠を見たり聞いたりした段階、あと評議、事件について裁判官と裁判員が議論するという場面で、長いがゆえに困難を感じられた場面もあったかと思いますので、日程調整や体調維持などの面でも結構ですので、そういった御負担だとかがありましたらおっしゃっていただければと思います。

あと今回はちょっといろいろ都合が悪かったり、急用があった人もいらっしゃったりもして、3人の方ということで少なめの人数ですので、逆に、お一人お一人の発言をしていただく時間はたくさんある、余裕があるんじゃないかなと思っておりますので、遠慮なさらずに積極的に発言していただければありがたいなと思っております。

続きまして,本日,ここへ同席させていただいています,検察官,弁護士, 裁判官,この順で簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

藤本検察官:大阪地方検察庁公判部検事の藤本と申します。

この意見交換会には割とふさわしくないのかもしれないのですが、私、裁判 員裁判制度が始まったころに1年半ぐらいと、それと、この4月からなので、 2年もありませんので、立会件数もそんなに多くはなくて、むしろ今日は勉強 させていただきたいなというふうに思って参加させていただいております。

特に裁判員裁判が始まった最初のころは、裁判員の方はもちろんなんですが、法曹三者も初めての体験でして、まだどうやっていくのが一番いいのかというのをみんなで模索しているような状態でしたので、そのころ立会していたときの様子と5年ぐらいでまた戻ってきて、今と大分変っているなというふうには、今、裁判員裁判を立会していて感じているところです。そういうことで、むしろ今日参加いただいている経験者の方のほうがリアルなというか、今、動いている裁判員裁判の様子を御存じだと思いますし、当事者として立会しているとなかなか見えないことっていっぱいありまして、自分たちのやっている訴訟活動が裁判員の席から見てどんなふうに映っているかというのは常に自省し、是正していかなきゃいけないなと思っている点ですので、ぜひ、今日、率直な御意見をいろいろ伺って、今後の裁判員裁判の立会に活かしていければというふうに思っております。

検察官というと、普通すごく怖い人だというイメージをお持ちの一般市民の 方が多いんですが、決してそんなことありませんので、本当に率直な素直な御 意見が伺えたらうれしいと思っています。 司会者:ありがとうございました。

後藤弁護士:大阪弁護士会の弁護士の後藤貞人と申します。よろしくお願いします。

皆さん方、補充質問をされたら分かると思うんですけど、弁護人は裁判官が 補充質問してもメモせず,裁判員が一言言われたらもう耳をそばだててぱっと メモするんですよ。裁判員が何を考えておられるかっていうのを弁護人、もの すごく注目しているということはひょっとしたらお気づきになったかもしれま せんね。というのは、我々の説得が裁判員に届いているのか、届いていないの か、それがどのように理解されているのかというのは実はさっぱり分からんの ですよね。しかし、補充質問で発言されると、そこで、あ、何を考えておられ るのかなとか、もう少し質問をしようかとかですね。それから、弁論のときに その補充質問をされた中からうかがえる裁判員のお考えに向けて、いや、それ はちょっと間違っているんですよ、それこそが正しいんですよ、そういうよう なそのメッセージを流さなければいけないというわけです。そういうことを実 は我々考えるんです。実は本当は私どもはハエになって、評議室の中に入っ て、それで壁にへばりついて何を言っておられるのか聞いてみたいんですよ ね。でも、それはできない。かつ守秘義務があって、アメリカでインタビュー を受けるように、裁判員の方が何でもかんでも言われるということもない。そ したら、我々は一生懸命やっているけども、成果が上がっているか上がってい ないか、裁判員がどう考えておられるかというのをどうして知るのか。実はよ く分からんということがあるんですよ。こういう機会が非常に私は貴重だと思 っているんです。同じように、裁判官の考えていることも実は分からんので す。分からんけども、長年同じことをずっとやっとるもんですから、何件か同 じようにやっておると大体考えておられることが分かってくる。裁判員の方は 1回限りですから、1回限りの多くの積み重ねがあるんですけど。

そういうわけで、今日は皆さん方のお話をぜひともリラックスして、何でも お話しされるぐらいでお願いしたい、こう期待してまいります。よろしくお願 いします。

石川裁判官:大阪地方裁判所第4刑事部の裁判官の石川と申します。よろしくお願いします。

私も裁判員制度が始まった当初からこの制度にかかわってきまして、奈良とそれから堺と大阪とこう流れてきていますが、今回そういう議題になっておりますような、非常に多くの事件が固まっているようなものを担当しましたり、そうでないものもいろいろありましたけれども、自分がやっているときは必死でなかなか周囲を落ちついて見る機会がないものですから、こういう場で事件などをどう皆さんに見てもらえるのか、頑張って、私どもの今後の事件との進行の参考にさせていただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者: ありがとうございました。そうしましたら、法律家の出席者から自己紹介が終わりましたので、次に、裁判員経験者の方々の自己紹介を1人ずつお願いしたいと思います。

どんな事件の裁判員裁判を実際担当されて、全体的に何か感想だとか、場合によっては、今日、どういうことを述べたいなという気持ちで臨んでいるかと。そんな一般的な大ざっぱなところで結構です。細かいことはまた後で御質問しますので、おっしゃっていただければと思います。

じゃあ、まずは番号どおりということで、1番の方からお願いいたします。 **裁判員経験者1**:本日はお招きいただきましてありがとうございます。

私が担当しましたのは傷害致死事件でございまして、昨年の1月20日から2月20日の丸々1か月間の期間を要しまして判決まで出していったというような感じでした。本当に1か月びっしりこちらの裁判所に通いながらやっていったんですけど、やっぱり率直な感想としては、非常に長くて大変でした。特に、論点が幾つかございましたので、その都度皆さんと議論を重ねるたびに、なかなか難しくて理解できていらっしゃらないような方というのもいたのかなというのが、私は非常に感じていたところなんですよね。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会者:ありがとうございました。では、2番の方、お願いします。

裁判員経験者2:皆さん、こんにちは。今日はよろしくお願いします。

私の担当させていただいたのは、いっぱい複数やられましてね、長かったんです。1か月半かかったかな。飛び飛びでしたけども。

司会者: ありがとうございました。2番さんの担当された事件は、強盗致傷だけでも多数あって、それ以外の強盗とか強盗未遂ですかね。被告人も2人いたんですよね。だから、2人分の量刑の判断もしなきゃいけなかったということで大変だったと思います。その辺の話はまた伺えればと思います。

じゃあ、3番の方お願いいたします。

裁判員経験者3:本日はどうぞよろしくお願いいたします。

私が担当させていただいたのは、性犯罪で、被害者の方がたくさんいらっしゃって、本当に公判中はちょっと辛い、聞いていて本当に辛いなというのが、たくさんそんな場面がありました。

そして、裁判員のメンバーにすごく恵まれたというか、やってよかったって 思える経験をさせていただいてすごくよかったと思いました。

本日はどうぞよろしくお願いします。

司会者:ありがとうございました。

そうしましたら、審理に長期間当たったということで、それぞれ皆さん担当された事件が違いますので、共通する質問、共通しない質問、お聞きしたいことがあるんですけども、まず、大ざっぱなところで行きますと、1番の方の事件も、1か月、審理が10日間から12日間ぐらいですか。予備日というのは、これは使われたんですか。いずれにしても10日間から12日間で、評議は7日間ということで、実日数でも20日間弱ですかね、かなり長いんですが、事件の中身からいって、日数的にはどうだったんでしょうか。長かったのか、もうちょっと場合によっては工夫して短くできたのかな、あるいはもうちょっと日数が欲しかったとか、その辺はどんな感想をお持ちでしょうか。

裁判員経験者1:ごく個人的な感想なんですけども、もう少し議論を重ねてもよかったのかな。というのは、私も含め一から十まで全てを理解しなければいけない立場だと思うんですけれども、なかなかこの1か月という短い期間では理解し得なかった部分も多々あったのかなと。そういうことも含めまして、もう少し時間があってもよかったのかもしれないです。

ただ、他のお二方のようにたくさん事件があってというのと比べてみると、 逆に頭がごちゃごちゃしてしまって、1か月というあらかじめ設定された期間 があってむしろよかったって思われている方もいるかも分からないですけど。 ただ、私はやはりもう少し議論を重ねるべきことが求められたのかなという意 味で、もう少し時間が欲しかったと思います。

司会者:全て個人的な印象,感想でいいんですけれども,議論する場面の日数が もうちょっと欲しかったかなあということですね。法廷で証拠を見たり聞いた りする場面は十分だったかなという感じですか。

裁判員経験者1:そこはそうですね。多くもなく,少なくともなくという感じです。

司会者: 評議の日数がもうちょっと欲しかったかなという, そういう趣旨でよろ しいですかね。

裁判員経験者1:はい。

司会者: 2番さん,いかがでしょうか。2番さんは,実際,裁判所に来ていただいた日にちとしては審理と評議と合わせて13日間ですね。どうだったでしょうか。

裁判員経験者2:ここへ来るということが青天のへきれきでね。ほんで、そちらさんと、こちらさんが何を考えてはるのか分からないし、犯人さんのほうの人も分からんし、ちょっと酌みにくかったんです。いろいろありましたでしょう。ややこしかったです。本当のところ。

司会者:事件が多いですよね。ややこしくて、前のを思い出すのが大変だったということですか。

裁判員経験者2:そうです。

司会者:やっぱり一つ一つの事件,思い出すのはやっぱり苦労したりとかしましたか。

裁判員経験者2:説明していただくでしょう。あれ、今どこって聞いたこともありました。

司会者:数が多いので、やっぱりどこを議論しているのかとか、分かりにくくなることがあるんだろうと思うんですけど。一覧表みたいなものは配られたんですか。

裁判員経験者2:はい、いただきました。だから、それを早いこと見るのにね。

司会者:大変でしたか。

裁判員経験者2:ええ、少しね。

司会者:一覧表があるんですけれども、いっぱい、いろいろ書き込んでいるのでもうちょっとシンプルなやつが欲しかったとか、そういう感想はありますか。

裁判員経験者2: すき間をあけた表なら法廷でも書き込めるでしょう。ずらあっと書いてあったからね。評議のときに今どこ言うて、あほなこと言っていたんです。

司会者:事件について議論をする日数としては3日間ぐらいなんですけど,議論 する時間自体は十分足りた感じでしょうか。

裁判員経験者2:よかったと思います。

司会者:特に不足したとか、長かったとか、そういうことは特に感じなかった。

裁判員経験者2:なかったです。

司会者:分かりました。ありがとうございます。

3番さんはいかがでしょうか、法廷で審理を見聞きするのは12日間ぐらいで、評議、みんなで議論するのは4日間ぐらいだったんですけど、それぞれ長過ぎたとか、短か過ぎたとか、何か御感想はありますでしょうか。

裁判員経験者3:評議は、もう十分過ぎるぐらい時間をとっていただいていたので、もうちょっと話し合いたかったとか、そういうのは特に感じませんでし

た。

司会者: 2番さんに対する質問と同じ感じになるんですけども, 3番さんの事件 は事件数が多かったですよね。

裁判員経験者3:はい。

司会者: どの事件をやっているのかなとか一覧表みたいなものがあって役立った とか、そういうのは何かありますか。

裁判員経験者3:はい。エクセルか何かで、時系列で、表をつくっていただいて、一番古い被害者さんからずうっと順番に出していただいて、それはとても分かりやすくてよかったと思います。

司会者: 余り細かいことを聞いてもちょっと思い出されないのかもしれないんですけど、そのエクセルの一覧表というのは、検察官か弁護士さんから出てきたものなのか、それとも裁判所のほうでまとめてつくってきたのか、記憶がありますか。

裁判員経験者3:評議の中で裁判官の方がつくっていただいたものと、検察官の 方がつくっていただいた表です。

司会者:分かりました。ありがとうございます。

それで、長い期間されてたということなんですけども、1番さんは議論する日数がもうちょっと欲しかったなあって感想をお持ちだったということなんですけど、審理の予定表を拝見していますと、割と早く、3時に終わったりだとか、予備日とかあって、完全に法廷が終わる前の段階でもちょっと中間的にというんですかね、いろいろやろうと思えばやる時間もあったのかなと思うんですけど、逆に言うと、疲れているからその日は早く帰りたいのかもしれませんし、その辺で何かこう、整理されたとかして、そういう早く終わった日の時間の使い方とか、何か印象に残ったこととかありますか。

裁判員経験者1:皆さん疲れて、法廷から戻ってきて、もうぐったりというような感じでした。私も含めてですけども、やっぱり身体的にも非常にタフなことだと思いますので、たしか割と早く帰れたなって今、思えばそういう記憶もあ

ります。

司会者:個人差はあるのかもしれないんですけど,あいた時間なので,その時間をちょっと利用して今までやってきたことのおさらいをしましょうという形で頭の整理をしていくという使い方もあれば,早く帰って,とにかく疲れをとって翌日集中って,両方あるとは思うんですけども,どうですか。

裁判員経験者1:そうですね。1日1日終わる都度,その日1日の復習ですけども,今日1日何があった,どういった議論を交わされたのかというのは1日1日復習する時間を設けていただいていたのはあります。

司会者:どうもありがとうございます。

日数のところと事件が多い、担当された方にはどの事件だという一覧表みたいなことがあったら便利ですかという話を伺ったんですけども、最初、冒頭陳述、要するに、プレゼンがありますよね。最初、法廷に行って、被告人の名前とか聞いて、起訴状を読んで、検察官から、今回の事件はこういう事件と考えています。弁護人は、こういう事件だと考えていますって、それぞれが言い分をちょっと詳しく言うところがあったと思うんですけど、その段階で、自分たちが担当する事件の概要というんですかね、どんな事件で、何が問題なのかなというイメージがつかめたんでしょうか。それともやっぱり審理をやっていく途中で分かってきたなとか、裁判官から解説されてやっと何が問題なのかなと分かってきたという感じなのか、その辺は何か記憶というのは何か覚えられていることありますでしょうか。じゃあ、今度3番さんからいいですか。

裁判員経験者3:事件の概要はとても分かりやすく資料をつくってくださっていたのでとても理解はできました。そして、ちょっと私たちからは分からない法律用語もその都度やさしく、分かりやすく説明してくださったので、そういうのでは困ったことはなかったんですけど、一番みんながう一んって首をかしげていたのがやっぱり争点のところで、一般女性というのが一体何歳から何歳までとか、これと違う考え方やったら、じゃあ、この人は一般女性じゃないのかとか、ちょっとものすごくみんな頭を悩ませた部分でした。みんながそれを理

解するのには、かなり時間を要したと思います。

司会者:強盗になるかどうかというところで、脅迫が社会通念上一般的に被害者が抵抗できなくなるようなものかどうかというのが、一般的にというのはどういう辺りに水準を置くものなのか、なかなか入っていくのに苦労したって、そういうことですかね。

裁判員経験者3:はたから見ていれば、そんなんいつでも断ったらいいとか、拒絶できるとか、第三者がはたから見たら何ぼでも言える部分はあるんですけれども、いざ当事者、被害に遭われた方の気持ちを考えると、本当にそう簡単には考えられない、本当に一生懸命ここは、争点になっている部分は真剣に取り組むべきやなっというのはみんなで一生懸命考えてやりました。

司会者: 2番さん,いかがでしょうか。2番さんの事件でも,争点はあって,強盗までするつもりが,相手を抵抗できなくするまでのことまでやって,お金を奪うつもりがあったのかどうかということが争いになっていたんですけど。そこは問題なんだなとか,そういったことは,最初の審理の初日に,検察官,弁護人が言っているところで,そこは問題なんだなって,そこに注目していかなきゃいけないんだなって,すっと頭に入ってきましたか。

裁判員経験者2:最初は全然分かりません。ずぶの素人ですから何も分かりません。だから,一個一個,事件が一個一個積み重なっていって,説明を聞いて, ややこしい資料を見せていただいて,それで,ああ,そうか,これはもう目的がかっちりしているからやったんだいうて分かりましたけども。

司会者:最初はすっと入ってこなかった。

裁判員経験者2:入らなかった、分かりませんでした。

司会者: なかなかプロじゃないので難しいかもしれないんですけど、振り返ってみて、こういうふうにしてもらったらもっと早く自分で分かったかなとか、そういうのって何かありますかね。それは難しいですかね。

裁判員経験者2:法律用語も全然分からないからね。

司会者:分かりました。ありがとうございます。

1番さんも、争点としましては、そもそも被害者とされている方が亡くなった、死因となった傷害が他人による暴行によるものなのかどうかというのがまず問題になって、その後、その他人というのが被告人にされている2人なのかということで、論理的に分析するとそういう争点になるんですけれども、そういった構造になっているというのか、そういう、こうなっているというのは、最初のプレゼンを聞いてすっと入ってきたかどうかというのはいかがでしょうか。

裁判員経験者1:法廷に出る前に裁判官の方からもざくっと概要のほうを説明していただいて、ある程度ベースがあって冒頭陳述のほうを聞くことができましたので、特段、そこについては頭がこんがらがったりというのはなかったです。非常にスムーズに入っていけたのかなと思います。

司会者:先ほど,ほかの裁判員の方の心の中はもちろん分からないんですけども,ちょっとよく理解できていない方もいらっしゃったりと思ったということもおっしゃっていたんですけど,最初のプレゼンの段階で,ほかの方も,ほかの方の様子なんてうかがう余裕もなかったのかもしれないんですけども,それは皆さん,一応,ここが問題なんだというのは共通して法廷に臨めたという,そんな感じでしたか。

裁判員経験者1:そこは大丈夫だと思います。

司会者: ありがとうございました。それで、特に今度の質問は2番さんと3番さんに関連するんですけども、事件が多いということで、それぞれ工夫されている、ちょっとやり方が違っている部分がありまして、あと2番さんの事件だと、最初に全体、事件全体の検察官、弁護人の冒頭陳述、プレゼンテーションがあって、今度、その後、1件か2件ごとに、それぞれの事件についてのプレゼンテーションがあってという形でやっていたと思うんですよね。3番さんの事件はどっちかというと、1件、2件を、完全に固まりで、起訴状を読むところからもう1件、2件やって、一通り被告人の言い分を聞くところまでやって、また、次の事件を起訴状を読むところから一からやっていくという感じで

やっていたと思うんですけれども、両方経験されているわけじゃないので、どっちがいいという比較はもちろんできないと思うんですけども、それぞれどんな印象を持たれたでしょうか。

裁判員経験者3:最初,被害に遭われた方,古い方の順番からということで,やっぱり全体でやるよりも一人一人被害を受けられた方の思いが分かるというか,全体でやられたらきっとこんなにも被害者さんの苦しみは分からなかったんじゃないかなと,私は思います。今回,やっていただいたやり方で,とても分かりやすくてよかったと思います。

司会者:起訴状の朗読から一、二件ごとの固まりでやっていたんですけども、3 番さんが担当された事件は性犯罪ということもあって、被害者の方が証人として出てきた場面はなかったと思うので、基本的に書類も調べて、被告人の話を聞いてという、そのパターンがずうっと、いわば繰り返されて、何となくこう、ワンパターン化して飽きてくるみたいなところがあったのかなと。そういうのはどうですか。やっぱり起訴状の朗読から、一から次々やっていくので、そういう飽きといったら言葉が悪いのかもしれませんけども、何かパターン化してきてという感じはなくなったという面はあった感じなんでしょうか、その辺、いかがでしょうか。

裁判員経験者3:公判の中では毎回同じパターンで、例えば供述調書の朗読、検察官の方が朗読されるのと、あと朗読できない部分はモニターで書類を映して、性犯罪なので、朗読できない部分がたくさんあったので、それはちょっと毎回読むのは本当にちょっと辛かったので、削ってくださいというふうにはお願いしたんです。かなりちょっと用語的に余り聞きたくない用語がたくさんありまして。

司会者: 2番さんのほうは全体の話をしてから個別のという感じだったんですけども、そういうやり方についてはいかがだったでしょうか。事件ごとに検察官、弁護人がまた個別にプレゼンをして、その後、証拠を見たり聞いたりした後、被告人の言い分をそれぞれ聞くという形で、それをまた小刻みに繰り返し

ていくという感じだったんですけども、そういうやり方についてはどんな御感想をお持ちですか。

裁判員経験者2:最初は分からなかったけども、だんだん慣れと言ったら失礼か知らないけれど、大体分かるようになってきて。ただ、分からないのは法律用語だけ。

司会者: 法律専門家じゃないので、法律用語が難しいというのはまったくおっしゃるとおりだと思うんですけども、そういう法律用語が分からないなとならないように検察官とか弁護人も法廷でいろいろ活動してもらうようにお願いしているし、そういうふうに努力していると思うんですけども、やっぱり裁判官からの説明がないと分からないなという部分は結構あったというそんな御記憶ですか。

裁判員経験者2:時々あったように思います。

司会者:具体例として、この言葉がというのは、そこまではさすがに覚えられていないですかね。

裁判員経験者2:テレビとかラジオとか見てるでしょう,刑事ものの事件もの ね。そのときの言葉で,あ,あれはああかと思うて,見てたら聞いて思い出し て,ああ,そうかいうて勝手にかみ砕いていました。

司会者:分かりました。ありがとうございます。

あと2番さんのほうでは、事件によっては強盗とか強盗致傷の被害者の人が 証人で来られる事件と、そうじゃない事件とあったと思うんですけれども、証 人として被害者の方が出てきて直接目の前でお話を聞いたほうが事件のイメー ジはつくりやすかったのかどうかというのはどうでしょうか。

裁判員経験者2:よく分かりました。

司会者:直接話を聞いたほうが事件のイメージはつくりやすかったということですか。

裁判員経験者2:やっぱり御本人からね、聞いたらよく分かりましたけど。

司会者:書類だと、右から左に流れちゃうけども、話を聞くのはそれと違うとい

う, そんな感じですかね。

裁判員経験者2:はい。

司会者: それで、あと証人尋問という関係で行きますと、1番さんの事件は証人が全部で8人ということで多かったということと、あと死因が何かということで、お医者さんの証人尋問ということで、これはまた医学の専門的な話なんですけども、その辺については分かりやすかったとか、こういう工夫がされていたとか、あるいはこういう工夫をしてもらったらよかったなとか、何かありますか。

裁判員経験者 1: そこについても非常に専門的な言葉が飛び交ってはいたんですけど、皆さん、何となく理解されていたと思いますし、私自身も法医学の先生、お二方出られていたんですけれども、特段、難しいなと思いつつも、打撃を加えてどうなったとかというところに行き着きますから、そういう意味では難しくはなかったのかなとは思います。

司会者:難しくなかったということについて,証言するときに何かイラストがあって分かりやすかったとか,何かそういう話だけ聞いただけでは分かりにくいところを視覚化して分かりやすかったとか,そういうのはありましたか。

裁判員経験者1:そうですね。たしかあったような気がしますね。それで、具体的にイメージもしやすかったですし、実際に亡くなられた方の、被害者の方の写真とかも出てきて、あざがあってとか、ここから下にしかあざがないねとかっていう意味では本当の死体が出てきて分かりやすかったかなというのはあります。

司会者: 今,御遺体の写真がというのがあったと思うんですけれども,それはどうでしたか。まず,それ,やっぱり幾つか出てきたんですか。

裁判員経験者1:はい。実際に、ほぼ全部ですとか、それから全身に多数の打撲がありましたので、もちろん頭から足先まで、爪先まで裏表で、全部写真には出ていました。

司会者: そういうのを証拠で出てきて、1番さん、あるいはその他の裁判員の方

の感想で何かやっぱりちょっときついなとか、何かそういった感想だとか、そ んな話は出ていましたか。

裁判員経験者1:初見はもうすごい、わっと思ったんですけれども、血が出ていたりとか、水死体のように膨れてしまったりとか、ひどい亡くなられ方をされた方に比べるとまだ我慢できたというような感じなので、そこは大丈夫だったかなと思います。

司会者: それはほかの裁判員の方も様子を見ても、そんな、まあ、なかなかほか の方の観察する余裕がなかったのかもしれませんが、そんな感じですか。

裁判員経験者1:はい。

司会者:写真だったんですか。

裁判員経験者1: イラストとかは一切なくて、実際の写真を提示されたので、逆にそっちのほうが分かりやすかったです。本当にここにあざがあるというか、腫れていてとか、実際、ここから下にあざがあるとかないとかというのもイラストじゃなくて本当の写真を提示していただいたら、やっぱり我々もイメージしやすいですし、あ、そうだね、そうだねと。その都度その都度確認、1か所、1か所、大きなポイントになる傷ですとか、そういったところは出していただいたので、分かりやすくイメージできたのかなと思います。

司会者: それはやっぱり今回の事件は死因がどういう原因によるものかということを判断するのに必要だったかなということなんですかね。

裁判員経験者1:そうです,はい。

司会者:私,ちょっと証拠を見ていないのですけど,イラストとか白黒写真にするとかというのはちょっとあれだったかなという感じですか。できればイラストにしてくださいとか,白黒写真にしてくださいみたいなことをお願いすることもあるんですけども,それは事件によりますので,常にされているわけではないんですけども,経験された事件ではどんな感じですか。

裁判員経験者1:イラストですと、白黒ですし、本当の死体を写真でおさめられていると思いますのでそちらを提示していただいたほうが非常に分かりやすい

のかなというのが、印象ですね。

司会者: 死因を判断したりとか, 証言を理解する上で必要だったかなということですか。

裁判員経験者1:はい。

司会者:そうしますと、証拠調べの関係でいきますと、2番さんは証拠調べそのものではないんですけれども、強盗事件ありましたよね、12件ほど。これは部分判決といって、先に裁判官が一部の事件について判決していて、その判決をもとに判断してくださいということになっていたと思うんですけども、それは、分かりやすくてよかったといいますか、12件分、また同じように法廷でやったら大変なので、その12件分については、そういった形で裁判官が先に判断してくれてよかったなという感じなのか、やっぱりそうじゃなくて自分たちで判決じゃなくて証拠を見たかったなとか、感じたこと、その辺何か御意見とかありますか。

裁判員経験者2:それは前者のほうです。先におっしゃったほうね。

司会者:強盗についての先に裁判をした判決ですが、それ自体はもう頭に入りやすい、分かりやすいものでしたか。もう余り記憶にないですか。

裁判員経験者2:そのときは分かったように思いました。

司会者:ありがとうございます。

3番さんが、被害に遭われた状況がやっぱり辛かったということをおっしゃったと思うんですけど、削ってくださいということを途中でお願いしたというお話をされたと思うんですけども、やっぱりここまで要らないんじゃないかとか、ちょっと表現が激し過ぎるのかなという部分もやっぱりあったということなんでしょうか。

裁判員経験者3:毎回犯行の内容が同じ行為だったので、ちょっと女性からした らこんな屈辱的な行為は本当に女性として踏みにじられるような行為ばかりだ ったので、毎回これを聞くのは辛いというふうにみんなで判断したんですけれ ども、でも、やはり私たちは被害に遭われた方、十何人、まとめて聞いている けれども、被害に遭われた方は個々、別々、個人だということで、やはり一つ一つ聞くべきではないかというふうな意見も最後のほうには出てきたんです。 最初はちょっと聞くの辛いから、ちょっと割愛してくださいって言っていたんですけれども。

司会者: 事件のために判断するのに必要だったら仕方がないかなという声もあったということですね。

3番さんの目から見て、どうでしょう、もうちょっと絞れたというか、何か ここまでというのは。余り具体的なものを思い出していただくとかえって辛く なってしまうかもしれないのですけど、何かちょっと多過ぎるなとか、もうちょっと簡単にできたらいいなというのはあったんですか。抽象的な質問で申し わけないんですけども。

裁判員経験者3:余りにも卑わいな言葉が多かったので。実際私も知らなかったような文言がたくさん出てきて。最初はちょっと衝撃的でした。

司会者: それは裁判員に選任される前に裁判所に集まっていただいて、選任手続というのがあると思うんですけど、そのときに今回担当することになるかもしれない事件は性犯罪の事件なんだなというのは分かると思うんですけども、そのときにそういうのがあるから嫌だなとか、そういうふうに思われた、そのときはそこまでは考えは回らなかった、そんな感じですか。

裁判員経験者3:その時点ではそこまでは思いませんでした。

司会者:ありがとうございます。証拠の関係と言いますと、若干、ちょっと技術的な話になるので、今度1番さんなんですけど、被害者とされている女性の夫ですね、証人尋問があったと思うんですね。判決なんか見てますと、法廷での証言と捜査段階での話が食い違って、それをどっちがどう信用できるかみたいなことになっていたと思うんですけど、食い違いがあるのかどうかとか、どっちが信用できるのかという判断をするのがしやすかったのか、何かこう何のことを言ってるかごちゃごちゃしていて、頭の整理がつかなかった。なかなか話が食い違っているというのは、プロだと慣れているので分かるんですけども、

初めての方にはどの時点の話,この時点の話とか,頭の中を区切ってというのは難しい面もあるのかなと思って,その辺はどんな感じでしょうか。

裁判員経験者1:一番最初に集まったときに裁判官の方が概要として捜査段階での旦那さんのお話をベースに我々に説明していただいたんですけれども、いざ法廷に出たら、何か聞いていた話と全然違う話をされて、それでちょっと私も含めてみんな混乱して、あれ、聞いていた話と全然違うよねというのがありまして、結局、どっちを証拠として採用しますかというところの議論を重ねたんですけど、非常に難しいなと。

司会者: プレゼンテーションは証拠じゃありませんので,あくまでも予告編みたいな,それは証拠じゃないんですけども,違う話が出てきたり,こっちの話とこっちの話,どっちが信用できるかというのがやっぱり難しかったということでしょうか。

裁判員経験者1:はい。

司会者:ちょっと話が食い違ったときにどうするのかというのも裁判員の方に分かりやすい裁判をする上でどうしたらいいのかというのを,我々いろいろ研究したりしているところなので,ちょっとどんな感想を持たれたのかなと思って伺ったんですけどね。

もうちょっとだけ、2番さん、3番さんに細かいことですけども、御質問した後、休憩しまして、その後、検察官、弁護士さん、裁判官のほうで法廷での審理のところで何か御質問がありましたらしていただければと思います。

細かい話ですので、2番さんはもう記憶になかったら記憶にないでいいですけども、法廷でいろいろ見たり聞いたりする最後の場面で、弁護人が自分たちの意見はこういう意見ですという場面があったと思うんですけれども、そのときにこういう量刑グラフというんですかね、出てきたと思うんですけれども、こういうのって参考になったのかどうかとか、検察官のほうはなかったと思うんですけども、これについて何か特段、感想だとか、裁判員の方々の中で感想なり意見なり、こういうのがあったら分かりやすいねとか、いきなりこんなのなり意見なり、こういうのがあったら分かりやすいねとか、いきなりこんなの

出てきて何だろうみたいな話になったのか、何かそういうのはありましたか。

裁判員経験者2:参考にはなりましたです。分からない者にも相手にしていただいているんだから、書いてもらったほうが分かりやすいです。

司会者: 実際, 評議でも似たようなグラフを見て刑を決める議論はしたわけですか。

裁判員経験者2:はい。

司会者:2番さんとしてはこういうのが最後出てきて分かりやすくなったかなと、そんな印象だったということですか。

裁判員経験者2:そうです。

司会者:あと3番さんについて、細かい質問で恐縮なんですけども、最後に弁護士さんの最終的な意見を言う場面で、検察官の主張と弁護人の主張とを対比したエクセル表の1枚だけ配られたということになっているんですけれども、それで分かりやすかったのか、分かりにくかったのかとか、かえって紙がないほうが話している人のほうに顔を向けて集中できてよく聞けたとか、何か印象に残っていることありますか。

裁判員経験者3:検察官の方が出された書類と弁護人の方が出された書類の内容というか、検察官の方のほうがすごい力が入っているなというのがよく分かったんですよ。弁護人の方のは、え、こんだけって、みんな、へっという感じだったんですね。毎回、公判のときに出される弁護人さんのメモですね。それと同じような感じで最後の論告のときに出されたので、えっという感じで。もっと力を入れてもいいんじゃないっていうふうな印象だったんです。

司会者:紙は簡単でも口頭で言うときは力がこもって訴えるようなというのもあると思うんですけども、淡泊というかあっさりしているなという、そんな印象だったんでしょうか。

裁判員経験者3:裁判員の意見なんですけれども、何かこれは勝ち目がないなというふうな雰囲気が漂ってきていたんです。それは言葉でじゃないんですけど、雰囲気で分かるんですね、何か。あれ、余り力入ってなさそうやなあっ

て。

司会者: そういう印象を受けたということですかね。

裁判員経験者3:はい。

司会者: そういう率直な御感想というのは大事だと思います。ありがとうございます。

そうしましたら、1時間弱ぐらいやってきましたので、10分休憩したいと 思います。

(休憩)

司会者:検察官,弁護士さんのほうから何か公判段階のことについて御質問など ありましたらどうぞ。検察官のほうから何かございますか。

藤本検察官:まず1番さんに、先ほどもちょっとお話にも出ていたんですけども、やっぱり専門用語とかたくさん出てきましたし、あと実際の尋問、私は聞いたわけではないので何とも言えないんですが、比較的法医学の先生や解剖医の先生、難しい言葉も使われるし、言い回し自体も矛盾しているとはいえないとか、可能性は否定できないとか、結構、ちょっとふだん皆さんが使われる言葉遣いとは違う感じのことをおっしゃられる場面もあったんじゃないかなと。その辺聞いていて、んって思うところが多々あったのか、その辺適宜フォローがあったのか、その辺お伺いできればと思います。

裁判員経験者 1:違った見方なんですけれども、なかなかおもしろい表現の仕方だなという意味では非常に興味をそそるような表現というか、日本語とかを駆使されていて、非常におもしろいなという印象が私はありました。ほかの方がそれをどう思われたかは、何でそんなまどろっこしい表現を、もっとストレートにばんばんばんと言えばいいのにねというのはやっぱりそういう話はありましたね。

藤本検察官:んっと思った点とか,疑問に思った点とか,ちょっとあそこ分かり

にくくなかったかとか思われたような点について、尋問中はともかく、ちょっと一区切りついたところで裁判官にちょっと説明していただきたいということで求めたりとか、もしくは僕だけかなと、ほかの人は分かったんだろうかって、ほかの裁判員の方は分かりましたみたいな、そんな感じの確認したりとか、そういったことは結構されていたのでしょうか。

裁判員経験者1:基本的にやっぱり休憩の間に裁判員とそれから補充裁判員が3名いらっしゃいましたので、9名いたんですけれども、さっきの10分間の休憩時間のときのように、お菓子を食べながら、ざっくばらんに、あそこ意味分からなかったよねという話で、そこは居合わせていただいた裁判官の方に、あそこはこういうことでというような解説を、例えば休憩の間も含めて、むしろそっちのほうが分かりやすく説明していただいたような印象があります。

藤本検察官:今度2番さんに聞いてもよろしいですかね。覚えていらっしゃればでいいんですけど、ずうっとたくさん事件があって、各事件の証拠調べをずうっとしていって、全部終わってから、先ほど言われた論告弁論ということで、双方の意見を最後のほうで聞きますよね。比較的初めのころに証拠調べとかをした事件のこととかを思い出すのも結構大変なんじゃないかというような気がするんですけど、最後の論告や弁論で聞いたときにすって入ってくるのかなという点がすごい疑問なんですけど、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者2:そのとおりです。証拠調べって、証拠って物品の証拠か、言葉か。

藤本検察官:両方ですね。

裁判員経験者2:言葉も、大体のことが理解できたと思っているんですけれど も、やっぱり物が出てきたらよく分かりましたね。

藤本検察官:物というのは。

裁判員経験者2:凶器。

藤本検察官:物体とか、もしくはモニターに映してもらった物ですね。

裁判員経験者2:そうそう。

藤本検察官: そういうのが印象に残って、そういえば、あの事件はという感じで 思い出されると。

裁判員経験者2:はい。モニターへ映していただくでしょう,あ,これとこれと ね。

藤本検察官: その辺が記憶を呼び戻すのに役立ったということですかね。

裁判員経験者2:はい。

藤本検察官:ありがとうございます。

じゃあ、3番の方に、3番の方も多少法律的な概念というんですか、法律的 用語が問題になったところもあろうかなあと思うんですけども、そういう法律 的な専門用語の説明って、どの時点でどんなふうにしてもらうと助かる、もし くは分かりやすかった、もしくはこうだったので分かりにくかったとか、その 辺のことを率直にお伺いできればと思います。

裁判員経験者3:毎回,分からない用語とかは,その都度,公判と公判の間の休憩時間とか,評議のときに毎回質問をしていました。そして,すごい本当に,まあ,言うたら,サルでも分かる説明,本当に分かりやすく説明してくださって,分からないというのが本当になくて,とてもクリアになっていました。その都度,皆さんもそんなふうにして質問されていました。

藤本検察官: 法廷出てから説明してもらえるということですか。なかなか、法廷 に入ったことだけでやっぱり難しいというのが現状なんですかね。

裁判員経験者3:公判中にやっぱり手を挙げて質問というのは、ちょっとさすがにそれはしにくくて。でも、そんなに公判の中では難しい用語はそんなに出てこなかったんです。ほとんどが被害者さんの供述調書や心情とか処罰感情だったので、そんなに法律用語が飛び交って、裁判員のみんながきょとんとするようなことはありませんでした。

藤本検察官:あと3番の方にもう1つだけ。事件の書証の取り調べや被告人質問とかいう、1つ事件が終わったら評議の時間があるようなスケジュール表になっていたんですけども、実際、1つ終わったところで評議をどの程度されてい

たのかなというのを教えてもらえたらと思います。

裁判員経験者3:裁判はいつも17時までですね。17時まで本当にみっちりありまして、その後18時までの1時間を争点となっている部分についてかなり話し合いました。

藤本検察官:みっちり。

裁判員経験者3:はい。

司会者: その点に関してなんですけども、審理予定表だと確かに評議ということ で終わりの時間が書いていないので、予定表ではですけども、6時までやると いうことについて、ちょっと長過ぎるとか、えっとかいう、そういう反応とか なかったんですか。

裁判員経験者3:ありました。ありました。ありました。もうがっつり6時まで、えーというのはありました。

司会者: それは, イメージとしてはやっぱり 5 時ぐらいまでかなというイメージ だったんですか。まさか 6 時までって, そういう素朴な感覚だったという感じ なんですかね。

裁判員経験者3:いえ、初日のときに予定表をいただけるので、その時点で、こんなにもがっつりやるのかというのも腹はくくったんですけれども。

司会者:予定表に6時までって,最初に書いてあってよかった,ありがたかった かなということですか。

裁判員経験者3:突然,この時間までやりますということはなかったので,一応,予定表の進行表どおりに進行されていたので,前もって,事前に予定表をいただいていたのはよかったと思います。

司会者:よろしいでしょうか。

藤本検察官:ありがとうございました。

司会者:後藤弁護士のほう,何かございますでしょうか。

後藤弁護士: 今までに出た話で質問を幾つかありますんですけど,まず1番さんがもう少し評議を重ねてもよかったと言われましたけど,この日程表を見ます

と、12日目から18日目まで、19日目も半分評議が一応入っているから、 ものすごくたっぷりあるように思うんですよね。証人も1日当たり1人の証人 尋問が基本で、何かよく考えられたスケジュールだと思うんですよね。それで も足らなかったということですか。

裁判員経験者1:そうですね。資料の中にもあるんですけれども、AM4時以降に暴行を加えた可能性という、このところがある意味一番争点というか、ポイントだったのかなと思うんですけども、ここについて個人的には話を詰めるべき事項というのはもっとあったのかなと思うんですけどね。

後藤弁護士: それから、3番さんに話が出てきたので教えていただきますね。冒陳で分かったかというような質問に対して、とても分かりやすく資料をつくってくれたと、その都度法律用語を分かりやすく説明してくれたと、こういう御説明だったんですけど、この後者のほうは裁判官が、あるいは裁判長が法律用語を分かりやすく説明してくれたという意味だと思うんですけど、とても分かりやすく資料を作ってくれたというのは、裁判官が作ってくれた資料、あるいは検察官、弁護人の資料、そういう意味なんですか。

裁判員経験者3:検察官の方が作ってくださった資料がとても分かりやすかったです。

後藤弁護士:冒頭陳述で配られた資料と、そういう意味ですか。

裁判員経験者3:はい。

後藤弁護士:分かりました。それから、2番さんも事件を一個一個積み重ねていって、初めは分からなかったけども分かるようになってきたと。資料も見せてもらったと、こうおっしゃったんですけど、このときにおっしゃった資料というのはどういうものをおっしゃっているのでしょうか。資料も見せてもらったというのは、裁判官がお作りになった、あるいは検察官、弁護人からの資料、こういう趣旨でおっしゃったんでしょうか。

裁判員経験者2:双方ですね。

後藤弁護士:分かりました。それから、冒頭陳述について、1番さんが、法廷に

入る前に裁判官から説明を受けていたので非常にスムーズに入っていけたと, こうおっしゃったんですけど,検察官の冒頭陳述と弁護人の冒頭陳述を両方と も分かりやすかったと。そして,双方を聞いて分かりやすかったということな んですか,それとも1つだけでも分かりやすかったということですか。

裁判員経験者1:事前に法廷に入る前も裁判官の方から受けたレクチャーが非常 に分かりやすかったですね。

後藤弁護士:どんなレクチャーをされたのですか。

裁判員経験者1: ざっくりと事件の概要で、こういうことがあって、多分、こういうところが争点になると思われますというような、最初の御説明をいただいたという意味で、ざっくりとしたイメージが我々、みんな共有できて、そういう意味で分かりやすかったという感想です。

後藤弁護士: 今までのが大体の質問なんですけどね, もうちょっとよろしいですか, お聞きしたいことは山ほどあるんですけど。

司会者:どうぞ。

後藤弁護士:皆さんにお聞きしたいんですけど、冒頭陳述というのを検察官も弁護人もやられたと思うんですけど、検察官の冒頭陳述はどんな犯罪を犯したかということを説明するから比較的分かりやすいと思うんですよね。それに対して弁護人は、これは無罪ですとか、有罪だけども、一部が違いますよとか、それから、量刑がもっと軽くするべきですよとかということを言ったと思うんですが、それぞれ弁護人の冒頭陳述が分かりやすかったとか、分かりにくかったとか、こうしたほうがいいんではないかというのがあればお聞かせ願いたいと思うんですけど。

司会者:先ほど1番さんはお答えになったので3番さんからいかがでしょうか。 弁護人の一番最初のプレゼンテーションのところで何か工夫した,いいなと感 じたこととかありますかということなんですけど,いかがでしょうか。

裁判員経験者3:メモを見ずに目と目を合わせておっしゃられていたんですけど,公判の中では,そういう,時々メモを見ながら,目を合わせながらという

のがあって、何かしゃべり口調も淡々とだったので、熱い思いが響いてこなかったんですね。もうちょっと覇気つけて、力強くおっしゃられてもよかったのではないかなと、そういう弁護士さんなのかなって、2人いらっしゃったんですけど、2人ともそんな感じだったので、淡々と。

司会者: じゃあ、2番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者2:私のときも弁護人の方は紙を見ながらずうっと言っておられました。

司会者: それは印象としては、それはどんな感じだったんですか。

裁判員経験者2:本人が出るのと一緒ですから、たまにこっちも向いてほしかったですね。

司会者:冒頭陳述の中身というよりは、裁判員や裁判官への訴え方としてはちょっとどうかなというところだったんですか。

裁判員経験者2:訴え方は、余り来なかったですね。

後藤弁護士: お二人ともたくさんの事件が訴状にあがっておる事件で、それで何かもうちょっと分かりやすい工夫、冒頭陳述でもしたらよかったんじゃないかとか、とにかく何か全体が分からなかったとか、こうしたらよかったんではないかというのがあれば、教えていただきたいと思うんですけど。

裁判員経験者2:検察側か弁護人側か忘れたんですけど,何日,何日,何日って,色別にしていただきました。

司会者:色つきなのが分かりやすくてよかったということですか。

裁判員経験者2:分かりやすかったです。

司会者: 1番さん, どうですかね, 弁護人の冒頭陳述というところで何か工夫, あるいは物足りないところがあったかということなんですけど。

裁判員経験者1:私の場合は事件が1つだけでしたので、争点は争点でまとめていただきまして、家族関係の図も出していただいて、最後にはやっぱり、私も時系列で出していただいて非常にこれが分かりやすかったです。ペーパーを見ながらこういった感じでやられていたのは、確かにすごい印象にはあったんで

すけれども、検察官の方も基本的にペーパーを見ながらやられていたので、それが普通なのかなということを思ったので、特段そこには余り意識してお話を 伺ったという印象はなかったです。

後藤弁護士:もう1つ,じゃあ,全員の方にお聞きしたいんですけど,被告人側の質問ですね,それが弁護人からよくあったと思うんです,どの事件もですね。それを聞いておられて,この人はこういう事件でこういうふうに思ってこうなっているんだなというのがうまく伝わったかどうかですね。もうちょっとこの点をこうしたらいいかとかというのがあれば,皆さん方に教えていただきたいんです。

司会者:今の御質問は要するに、弁護人が被告人に質問して、被告人の言い分を引き出す場面があったと思うんですけども、その引き出し方が分かりやすかったですか、被告人の言い分を裁判官、裁判員に分かりやすくするためにもうちょっとこう工夫すべきだとか、問題な点はあったでしょうかと。弁護人が被告人の言い分を聞きだすところで何かありましたかということなんですけど、いかがでしょうか。

1番さん,何かありますか。

裁判員経験者1:私の場合は被告人について、お二方いらっしゃって、男性と女性で、男性のときは特には思わなかったんですけれども、何か逆に女性のときに弁護士さんが余りにも感情的なところを引き出し過ぎて、被告人の女性の方が泣いて、ちょっと休憩みたいな感じになったんですけれども、場合によっては違うのかもしれないんですけども、それが非常に印象悪かったんですよね。そういう意味では何というか、それも何か、泣くのもありきで心情的に我々に訴えるという作戦というか、策略というか、そういう戦法だったのかも分からない。それをあえてわざとやったのかも分からないんですけれども、ただ、受けた印象というのは非常によくなかったというのはすごく覚えていることのつなんです。

司会者: ありがとうございます。2番さん, どうでしょう。弁護士さんが被告人

の言いたいことをうまく引き出して裁判所に伝えていたかということなんです けど。

裁判員経験者2:何か淡々と言うてはったから被告人の方があれで言えたのかな あと思いますよ。接見のときにお話し合いがついとったからあれでぽんぽんぽ んぽんとお話しされたのかなあ。あれで被告人の方の心に沿えることができた のかなあと思いました。

司会者:淡々と過ぎてる分,何かそんな印象を受けたという,そんなところですかね。3番さん,いかがでしょうか。

裁判員経験者3:私の主観なんですけれども、本当に弁護しているのかなって。 ほんまに、正直な意見なんですけど、被告人の方はこの事件、再犯なんです ね。出所後すぐにまた同じ犯罪を繰り返したということで、多分、弁護人の方 はとにかく反省しないといけないという、多分、それをずっと接見のときにお っしゃられていたみたいで、何か前回の初犯のときに簡単に弁護士さんが終わ らせたようで、全く被告人が反省の色もなく、反省していたつもりやけれど も、実際、刑期を終えて出てきたらまた同じ感じで繰り返したと。被害者の方 もたくさんいらっしゃるということで、とにかく何か被告人をかばうという か、そういう部分が一切見られなくて、とにかく罪を認めて償うべきだという ふうな印象を受けました。

司会者:ありがとうございます。

石川裁判官,何かございますか。

石川裁判官: それでは、1番の方、遺体の写真を見なければいけないという場面があったんですが、そのことについて、例えば一番最初の選任手続のときに、この事件ではこういう証拠が予定されているんですなんていう話がありましたでしょうか。

裁判員経験者1:ありました。

石川裁判官: それをお聞きになって何か思われたことありますか。

裁判員経験者1:正直、当たると思っていなかったので、ああ、そうですかとい

うぐらいだけの印象しかないです。

石川裁判官: 実際選任されて、その場面に当たって、先ほどの話だと写真を見てよく分かったという話だったんですが、後々やっぱり終わってから頭に残ったとか、見なきゃよかったみたいな感想なんていうのはありましたか。

裁判員経験者1:自分が死ぬまでずっと記憶には刻まれるんじゃないかなという ぐらい、結構やっぱりインパクトという意味ではありました。

石川裁判官:それから、2番、3番の方なんですが、これ、私も数が多い事件を何件か経験したことがありまして、そのときもどういう審理にするのか、どういうふうにやっていったら裁判員の方に分かりやすくなるのかということをいろいろ考えてやっているんですけれども、多分、一番分かりやすいのは、犯罪の時間順に並べていって一つ一つやっていくのが、一つは分かりやすいのかなあと思うのと、多分、何件かごとにまとめてやっていっていくのもそれなりに分かるのかなあというふうに思ったりしたんですけど、実際、経験されて、それでよかったのか、あるいは何かもっと工夫があってもよかったのかなあなんていうところがありましたらお聞かせいただきたいんですけど。

裁判員経験者2:とにかく数が多いです。もうちょっと区切ってできなかったかなあと思ったんですけども、やっぱり2人でやっているからそうなってきたのかなあ。ちょっと数が多くて。

石川裁判官:数が多いことだけで混乱したという感じでしょうか。

裁判員経験者2:それもあります。

裁判員経験者3:今回の裁判しか経験していないので、ほかと比べようがなくて分からないんですけれども、被害者さん別に、それとあと被害に遭われた古い順からということで。これはとても分かりやすかったんですけど、だんだん数を重ねていくと、最初のほうの犯行のことはちょっと忘れてしまうので、それは評議室に戻ったときにまた資料を読み返したりとかして。いろいろ自分たちもメモをとっていたので、ちょっと疑問点はお互い裁判員さん同士で明確に、クリアにしていっていました。

石川裁判官:最初のほうは多分,1件,1件,非常に印象的だと思うんですけれども,だんだん後に従って同じような事件が続いていくと,何か印象が薄らいだり,あるいは印象に残らなかったりするようなことがかえってなかったかというのはいかがですか。

裁判員経験者3: 犯行内容が同じようなものばっかりだったので、何かだんだん、これは被害を受けられた方には本当に申しわけないですけれども、またこのパターンって思うことはちょっとあったりしたんですが、被害を受けられた方にとっては初めてですので、それは思わないようにはしていました。

裁判員経験者2: 手口は皆一緒なんですよね。出所してしばらくしたらまたやって、それの繰り返しなんですね。法律を守る意思がないのと、自己中が多いと思いました。

石川裁判官:印象が悪かったということですか。

裁判員経験者2:はい。

石川裁判官:ありがとうございました。

司会者: そうしましたら、時間がなくなってきてしまったんですけども、評議の 段階での裁判官の評議の進め方について、何か印象に残ったこととか、こうい うふうにしたらもっと議論がうまく進んだとか、あるいは逆に言えば、こうい うことをやってくれたので大変議論が進んだとか、何か印象に残ったことが何 かありますでしょうか。

裁判員経験者1:私がちょっと思ったのは、あらかじめ日程が組まれているじゃないですか。その中で結論を出さなければいけないという、時間的な制限というのがあって、これまでに絶対結論を出さなきゃいけない。それまでに裁判官の方はやっぱり答えを導かなければいけない。裁判員の人たちと一緒にしなきゃいけないという印象を、ちょっと私は受けてしまったんですね。

司会者:2番さん,いかがでしょうか。進め方についてですけども。

裁判員経験者2:悪くはなかったと思います。分からないところは聞いたらすっとおっしゃっていただけるし。

司会者: 評議の段階で特に違和感はなかったということで伺っていいですかね。 裁判官の進め方が何か強引だなと感じることはなかったですか。

裁判員経験者2:それはなかったです。

司会者:引きぎみだとか、そういう印象も特になかったですか。

裁判員経験者2:そういうのはなかったように思うんですけど。

司会者:特に印象に残ることはなかったということですかね。

裁判員経験者2:はい。

司会者: 3番さん, いかがでしょうか。

裁判員経験者3:性犯罪なので証拠となる物がなくて、公判の中で被告人の方が言うことを一文字一句聞き漏らさずにはしていたんですけど、やっぱり皆、聞き落しがあったり、聞き漏れていたところがあったりとかで、あれ、あのときどない言うてたかなあって、ちょっと疑問になる部分は、評議室で音声認識システムを使って裁判を振り返ることができたので。一番、ちょっと困っていたのが被告人が言った脅迫文言、殺すとか、家族を殺しに行くとか、そういう部分がちょっと、本人は言っていないとおっしゃっていたんですけれども、そういうのが何かちょっと分からない部分がいっぱいあったので、その音声認識システムを使っていただいたのは振り返れてよかったと思います。困ったことは特にありません。

司会者:今の3番さんの発言に関連して,1番さん,2番さん,審理が長かったという意味で,評議で,証拠の内容を確認するのに困ったこととか,音声認識システムを再生していたということはありましたか。

裁判員経験者2:みんな、ちょうど聞き漏らしたところでね、再生していただきました。

裁判員経験者1:私も皆さんと一緒で振り返り用にビデオとかでまた確認できたので非常によかったです。

司会者: 守秘義務についての感想や御意見というのも, テーマに上げていますので, 守秘義務ということでいろいろ裁判官から説明があったと思うんですけど

も、守秘義務を負っているということについて、何か御負担に感じているかどうかとか、あるいは守秘義務についての説明ですね。あったと思うんですけど、分かりにくかった、もうちょっと分かりやすい説明をしてほしかった。あるいは分かりやすい説明だった。どういうことでもいいんですけども、守秘義務を負っているということについて、困ったとか、別に困らないとか、何かそういった御感想はありますでしょうか。3番さんから。

裁判員経験者3:誰かに話すとか、そんなのは事件の内容が内容だったので、 私、今こんな裁判に当たってって、そういうのは一切自分からは言いませんで した。どこでどう人のつながりがあるかというのは分からないので、私はもう 一切言いませんでした。

司会者: 守秘義務を負っていることで困ったということはないという, 今まで少なくともないということですかね。

裁判員経験者3:はい。

司会者:2番さんはいかがでしょうか。

裁判員経験者2:誰にも言っていません。

司会者:聞かれたりとかはしないんですか。

裁判員経験者2: どんなんやったとは聞かれたけどね。法廷のことやったらしゃべれるけども、それ以外は絶対だめやから、あきませんって言いました。

司会者:一般的な感想とか法廷であったことはお話ししていいけども評議室のことは言っちゃいけないということはちゃんと理解も説明を受けてされていたということですかね。

裁判員経験者2:はい。

司会者:1番さんいかがでしょうか。

裁判員経験者1:私も特に守秘義務を負って何か不利益をこうむったということ は特にございませんでしたし、一番最初に裁判官の方に法廷で話されていることは別に口にされても構いませんよというような感じで、何か楽な感じでそれ に対しては捉えられていたと思いますので、特に肩に力を入れてということも

なく,大丈夫だったのかなと思います。

司会者:ありがとうございました。

何か検察官ありますか。

藤本検察官:1つだけ、評議に当たって、審理してきたことの記憶を呼び戻すのに有益だったという話の中で、時系列表がかなりよかったというのは上がっていたと思うんですけども、それ以外に量刑を考える上でというところまで全部含めて、後で事件を振り返って考えるときにこういったものが割と役に立ったよとか、こういうものがあればもっとよかったのにみたいなものがあれば教えていただきたいんですが。

司会者:時系列表ですかね,一覧表みたいなものとか,あと,音声認識システム も思い出すのに役立ったんでしょうか。それ以外に何か評議する場面で証拠の 内容を思い出すのに役立ったようなもので何か思い当たるものありますかとい う質問だと思うんですけど,いかがでしょうか。

裁判員経験者2:私の場合は証拠で、物品もあるし、写真もありましたから、それでよかったです。

司会者:1番の方どうですか、何かありますか。

裁判員経験者1:特にないですね。具体的な映像であるとか、写真とかという、 具体的にイメージできるものが多々提出されていたので、それが結構よかった と思います。

司会者: 3番さん, いかがでしょうか。

裁判員経験者3: 証拠となる物品がなかったので、本当に供述だけだったので、何という資料だったのか忘れたんですけれども、被害者さん別に出されていた検察官さんが出された資料で振り返っていました。

司会者:冒頭陳述メモですかね。

裁判員経験者3:はい。

司会者:後藤弁護士さん何かありますか。

後藤弁護士:先ほど音声録音システムで振り返ってというのがありましたが、そ

れは、例えば裁判員の人があれどうやったかなとか言い出して、それでほんなら見てみましょうかということなんですか。それとも裁判官のほうで、評議の途中で適宜出してこられるということやったんでしょうか。

司会者: どんな経緯というか, どんなやりとりの中で見ましょうかという話になったのかということですね。

裁判員経験者 1: あらかじめこういう機器がありますよというアナウンスがあったので、我々が評議する時間に、裁判員も裁判官の方も含めて、あそこ見たい、ここ見たいって、巻き戻してという感じで、見たいところを見れたりとか、非常によかったと思います。

司会者:見たいところありますかみたいな感じで裁判官から振られて,ここ見たい,ここ見たいという話になったんですか。

裁判員経験者1:振られる前にみんなここ見たいという感じでした。

後藤弁護士:ありがとうございます。2番さんと3番さんはたくさんの事件で、最後の評議で量刑の評議をされるんですけど、たくさんあるということがどうなったのか。1件の事件やったらどうかというのは御経験がないから聞いてもしようがないのかもしれませんけど、それは一体どういうふうに進んでいったんでしょうかね。

裁判員経験者2:数があるからね、その度合いとかをきつい順番に、きつい順番いうたらおかしいですけども、相手に傷つけたとか、殴ったりしたとか、そういう大体の。それから、前歴からずっと、出所してすぐやっちゃったんですよ。そういうのなどいろいろ含めて、それと裁判所のほうからこの事件はこれぐらいの年数、これは3年以上とか、そういうのを書いてくださって、みんなで評議して、こんなんいかがかなあということで決まったんです。

藤本検察官: 2番さんも3番さんも多分,裁判所で評議のときにその辺のときも 量刑グラフみたいなものは示されたんですかね。

裁判員経験者2:私たちがしたときは、評議のときに黒板に書いていただいた。 これだったら何年ぐらい、これだったら何年と。 **藤本検察官**:この罪名というか、この罪の名前で大体、こんな幅になっていますとか。同じような事件を何件やっている人は何年ぐらいになっていますとか、 そんな感じなんですか。

裁判員経験者2:こんなというのが。

藤本検察官:量刑グラフというか、資料を見せてもらっても、お二人がなさった ような余りにも多数の事件というのはそんなに前例があるわけではないですよ ね。

裁判員経験者2:ないです。

藤本検察官:そうすると、1件だけだったらすごく似た、すごく似たやつってい うのも本当は難しいですけれども、1件とか2件ですと同じような感じの組み 合わせのがほかになかったのかなというのが割と見やすいんですけど、余りに も多数だとちょっと比較の対象みたいなものがなかったりするんじゃないかな と思って、その辺、何か評議のとき、悩まれたりとかなかったのかなあと。そ の辺はどうでしたか。

裁判員経験者2:悩みました。

司会者: きつい順に並べていって、きついやつだと、これだと何年ぐらい、何年 ぐらいって見て、総合してやっぱり何年ぐらいかってみんなで議論して決めた と、そういう感じなんですかね。

裁判員経験者2:そうです。

司会者:3番さんいかがですか。

裁判員経験者3:過去の事例,過去にあった犯罪で,こんな犯行内容で,それで 刑期3年とか,無期懲役とかいろいろ,そういうのはかなりたくさん簡単に説 明していただいた,表になったようなやつなんですけど,それを見せていただ いて,それを判断材料にしました。量刑を決めるというのは本当に難しかった です。

強盗強姦と強盗、強姦というのはやっぱり刑期が違うということで、それで 弁護人の方がそれでそこを、刑が軽いほうに持っていくようにされていたんだ と思うんですけれども、一番やっぱり難しい部分は量刑を決めるところではないかなと思います。

司会者:これから裁判員になる方に何かメッセージなどがあれば、自分の経験とかを踏まえて何かありますか。

裁判員経験者1:それでは要望なんですけれども、私が担当させていただいた事件は、結局、その後上訴されて、高裁で結論がまた出たんですけれども、補充の方も含めて我々裁判員に、そこはアナウンスをしていただければ。やっぱりどういう形であれ、この事件に我々もかかわった人間として、やっぱり最後まで見届けたいという気持ちはすごくあったんです。

新聞に掲載されていたのをたまたま目にして、あ、そうなったんだという結果を知ったぐらいなんですよね。もし、そのとき新聞を見ていなかったら、本当にどうなっているんだろうなってすごいずっと気にしていたので、そういうアナウンスがあってもちょっといいのかなと思います。

司会者:分かりました。ありがとうございます。

2番さん, いかがでしょうか。

裁判員経験者2:控訴されたみたいですが、自分がかかわったのに、その結果が 分からないでしょう。

司会者:御要望として、控訴された場合その結果が気になるということですね。

裁判員経験者2:気になります。参加したからですね。

司会者:分かりました。

3番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者3:要望としましては、やっぱり長期になると生活がね。週3回公判だったので、週3回ここに来て、あとのほかの曜日は自分の仕事をしてってなったら、結構体力的にも精神的にもすごいきついものがありました。

選任手続の用紙が来たときに、平均四、五日で終わりますというふうなアナウンスがあったんですけれども、来たら、16日間、日にちが書いてあって、ちょっと説明不足だと思います。この全日程を来る必要があるのか、この日だ

け来ていいのかって、それはほかの方もおっしゃられていたので。

やっぱり長期間となると、体調を崩す方もいらっしゃったので、裁判に来て 裁判員の役目を果たして、その後また日常のふだんの業務をされる方は、本当 にいろいろ大変だと思います。

司会者:都合のいい日だけ来ていいのか、全部の日に来なきゃいけないのか、分かりにくいということですか。

裁判員経験者3:ちょっと分かりにくかったのです。

司会者: 平均四, 五日って書かれていると, 四, 五日だけ, 16日のうち四, 五日だけ来ればいいのかなというふうに間違ってしまうこともある, 分かりにくいかなということを感じたということですかね。

裁判員経験者3:もう少し、説明があればなあと思いました。

司会者:なるほど、分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら、そろそろ時間になりましたので、本日は3名の方、お忙しい中裁判所にお越しいただいて、貴重な御意見をいただきどうもありがとうございました。今後、本日の御意見を活かして、よりよい裁判員裁判をできるように、私自身も活かしていきたいなと思いますので、本当に、本日はどうもありがとうございました。

以上をもちまして、意見交換会は終わりにさせていただきます。

以上